

(仮称) 西目風力発電事業 更新計画 計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民や専門家等からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価した上で、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (2) 方法書においては、事業の位置・規模等を可能な限り明確にするとともに、環境の保全の配慮に係る検討経緯を具体的に記載すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺には、既設及び建設中の風力発電所が存在することから、これらの諸元等の情報入手に努め、他事業との複合的な環境影響を勘案し、本事業の実施による影響を回避又は低減するよう配慮すること。
- (4) 方法書以降の手続きにおいては、既設風力発電機の撤去に係る工事計画を可能な限り明確にするとともに、必要に応じて、撤去工事の実施に伴う環境影響についても、適切に調査、予測及び評価を行い、本事業の工事の実施による影響を回避又は低減するよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

新設する風力発電機は、既設の風力発電機より大型化する計画となっていることに加え、事業実施想定区域周辺には、社会福祉施設等の配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、事業の位置・規模等の決定に当たっては、これらと風力発電機との距離を適切に確保する等、本事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 水質

事業実施想定区域にはため池が存在し、本事業の工事の実施による濁水の流入等による水質への影響が懸念されることから、当該ため池の利水の状況等を勘案し、水の濁りによる影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(3) 動物

対象事業実施区域及びその周辺ではオオタカの繁殖が確認されているほか、ノスリの営巣木が確認されていることから、事業の位置・規模等の決定に当たっては、専門家等の助言、最新の知見・事例等を踏まえ、本事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(4) 景観

対象事業実施区域の周辺には「望海の丘」等の主要な眺望点が存在し、新設する風力発電機は、既設の風力発電機より大型化する計画となっていることから、本事業の実施によるこれら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民及び専門家等への事業計画の周知や意見の聴取に努めるとともに、事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう配慮すること。

また、眺望点については、地域住民等からの情報収集に努め、風力発電機の可視領域を考慮して適切な調査地点を選定すること。

(5) その他

本事業の実施に伴う地下水への影響について、事業特性や地域特性を踏まえて検討すること。